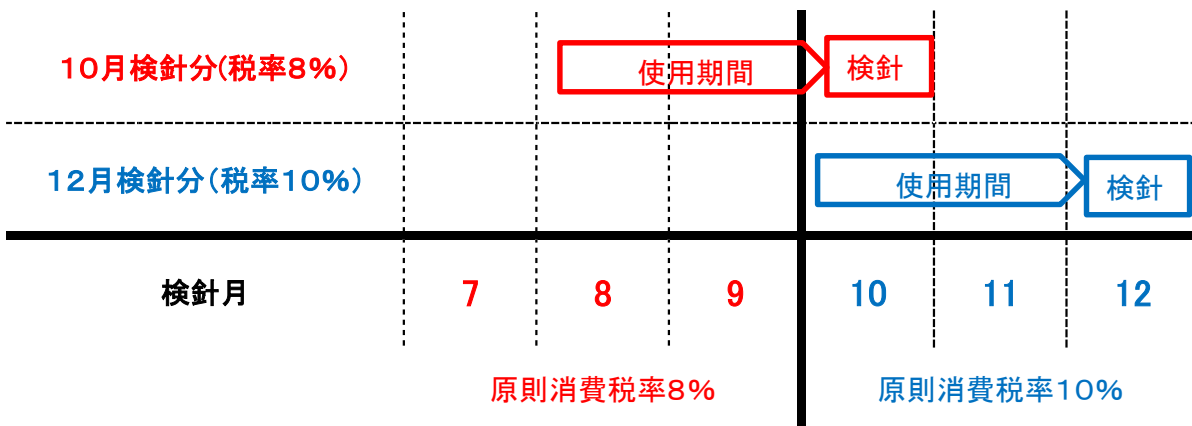


水道料金・下水道使用料の消費税率改定に関する経過措置について

水道料金・下水道使用料の消費税は、今回の改定により、原則として令和元年10月1日以降に検針した分の料金から10%となりますが、9月以前から継続してご使用の場合には、以下のような経過措置が適用されます。

- 令和元年度9月以前から継続使用の方
 - ・令和元年12月検針分の料金から10%が適用されます。



- 令和元年10月1日以降使用開始の方
 - ・令和元年10月検針及び検針時期により12月検針から10%が適用されます。